平成２１年（フ）第１８９７１号
新潟県三条市興野２丁目８―28　オービットＡ―104
債務者　吉村　貴行
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４８５号
神奈川県大和市上草柳121番地15　緑野テラス103
債務者　齋藤　綾子（旧姓杉田・井上）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1195番地
債務者　亀井　孝治
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第７９６号
岡山市北区野田屋町２丁目２番10号
債務者　吉松　廣美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６号
熊本県八代市郡築一番町211番地４
債務者　大石　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１５８号
沖縄県中頭郡中城村字奥間11番地２
債務者　伊佐　治則
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９０号
沖縄県沖縄市中央３丁目24番17号　トーマスマンションシャトレ中央403号室
債務者　平松　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０６号
北海道帯広市西二十三条南４丁目26番地14
債務者　佐々木源市
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
北海道帯広市西十四条南14丁目７番地　サンメイクハイツ12号室
債務者　荒木佐和子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
北海道帯広市東六条南19丁目３番地36
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
北海道足寄郡足寄町南三条５丁目35番地
債務者　斎藤　尚江
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
北海道足寄郡足寄町南三条５丁目35番地
債務者　斎藤　哲二（旧姓宇佐見）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
北海道帯広市西十三条南12丁目１番地47　コーポおくの７号室
債務者　高畠　哲美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
北海道帯広市西二十四条南４丁目38番地２
債務者　安田　良子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
北海道河東郡音更町雄飛が丘北区１番地77
債務者　川代真理子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
北海道帯広市西十七条南６丁目１番地123
債務者　加藤　史之
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係